

Title	逸脱行為による国際規範の制度化 一核不拡散体制における規範から制度への動態一
Author(s)	久保田, 雅則
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/72289">https://hdl.handle.net/11094/72289</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏名 ( 久保田 雅 則 )

論文題名

逸脱行為による国際規範の制度化  
—核不拡散体制における規範から制度への動態—

## 論文内容の要旨

本稿は、核兵器の不拡散という国際規範の制度化について、中小国の動向に焦点をあてつつ理論的な考察を試みるものである。1968年に核不拡散条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: 以下、NPT)が成立してから、これまでに、NPTと国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: 以下、IAEA)を中心とする重層的な核不拡散体制が形成されている。この核不拡散体制の形成に関して特筆すべきは、成立当初25年という期限が設けられていたNPTが無期限に延長され、IAEAの保障措置制度が強化されたことである。NPTに体现された核不拡散規範は、核兵器を持てるものと持たざるものに分けてそれを固定化する不平等な規範である。その不平等性にも関わらず、なぜ核不拡散規範においては、このような強固な制度が形成されるに至ったのか。大国の嗜好や市民社会からの圧力を要因として指摘する先行研究に対して、本稿は、要因として規範の逸脱に着目した仮説を提示する。その仮説とは、逸脱の発生により、それを見て核保有を断念した国が他国の核保有を阻止するべく他国を拘束しようとして、強固な制度を形成するというものである。本稿では、この仮説を導出した後、外交資料や国際機関の議事録などを使用した実証を提示する。

第一章においては、上記の仮説を導出するにあたって、まず、人権や環境などの分野を含めた一般的な国際規範の逸脱と制度化について理論的に考察した。この一般的規範に関する自国の行動を決定する際に各国の政策決定者は、逸脱による利益やその費用などの不確実性に直面することになる。この不確実性は、専門家が提示するような逸脱がもたらす帰結についての予測では下げることができない。なぜならば、専門家によって提示される情報は、難解で複雑な内容を多く含んでおり事実によって検証されなければ予測の域にとどまるため、政策決定者にとって自身の判断に使用できる実用的な情報ではないからである。それゆえに、実際に他国による逸脱がないと、政策決定者が直面するその不確実性は容易には低下しない。このとき政策決定者は、将来の逸脱の選択肢を維持する目的で、規範をそのままにするか、緩やかな制度を作ろうとする。

一方、逸脱が起ると、専門家によって提示された予測が検証されるとともに報道機関などの様々な主体がその逸脱に関する情報を発信し、国際機関や市民団体に利用されることでその情報が増加する。この増加した情報によって、政策決定者が直面する不確実性は低下することになる。逸脱の情報によって不確実性が低下すると、政策決定者は、自国が逸脱した場合の利得を計算することができるようになる。この利得計算の結果、逸脱は利益にならないと判断した政策決定者は、逸脱の選択肢を断念する。さらにこの政策決定者は、自国の利益を確保するために他国の逸脱追従を阻止しようとする。その結果として、強固な制度が形成されるのである。逸脱が利益にならないと判断され、また他国が逸脱することもないと政策決定者が予想すれば、規範はそのまま維持される。もし、逸脱が利益になると判断され他国は遵守することが予測されると緩やかな制度が形成されるが、このとき形成される制度は、拘束を避けるために規範を維持することと大差のない内容のものになる。そして逸脱が利益になり他国も逸脱に追従すると予想されると、政策決定者は逸脱に追従することを選択する。その結果、逸脱が増加して規範は衰退する。

この一般的な国際規範の制度化に関する考察を踏まえて、次に核不拡散規範の制度化について仮説を導出する。まず、核兵器は新しい兵器であり、圧倒的な破壊力を持つが開発や製造のために高度な技術と高い費用が必要になるという特質を持つ。このことは、米国の原爆開発とその使用からある程度明らかとなっている。しかしながら、要因としての逸脱がない場合には、核兵器が新しい兵器であるがゆえに、その効果や費用そして他国の反応などに関する高い不確実性に政策決定者は直面することになる。そのため、政策決定者は、自国の行動についての決定を保留して将来的な核保有の選択肢を維持しようとする。このとき政策決定者は、核兵器が持つ特質から、他国は核保有へ向かうかもしれないとの疑念を払拭できない。その結果、政策決定者は、核不拡散規範をそのまま規範として維持するのではなく、自国を拘束しない緩やかな核不拡散制度を形成しようとする。一方、逸脱が起ると、その情報によって不確実性が低下し、政策決定者は核兵器の効果や費用について明確な認識を持つようになる。そして核保有の費用の高さから、核保有を断念した政策決定者は、自国への不利益を避けるために他国にも核保有を断念させようとする。それ

ゆえ、強固な制度が形成されることになる。

続く第二章では、逸脱がない場合の制度的帰結をNPT成立という事例により実証した。NPTが成立する以前の核兵器にかかわる国際的な状況を検討すると、世界初の原爆開発に成功した米国が情報を厳しく制限したために、米国以外の政策決定者が得られる情報の多くは、政策決定のためには使用できない実用性に欠けるものであった。そのため、彼らが核兵器に関する高い不確実性に直面していたことは想像に難くない。そこで、この各国の政策決定者が核兵器についてどのような認識を持っていたのかを外交資料や国際機関の議事録を用いて探った。その結果、実際に多くの政策決定者は、核兵器がどのように使えるのか、その費用はどれくらいかかるのかといった問題について明確な認識をもっていなかったことが明らかとなった。

このように不確実性に直面した政策決定者は、自国が核兵器を保有するか否かの決定を先延ばしにして、核保有の選択肢を維持しようとした。核兵器の拡散を懸念するようになった米国とソ連は厳格な制度を形成すべく条約交渉を進めたが、その交渉過程において、西ドイツやイタリアなど将来的な核保有の選択肢を維持しようとする国が、厳格な保障措置や条約が無期限となることに難色を示し緩やかな制度にすることを主張した。その要望に応じて米国とソ連が調整を重ねた結果、申告されたものしか査察できないIAEAの保障措置が採用され、その保障措置には欧州原子力共同体による査察の適用が認められた。そして25年という条約の期限が設定されたのであった。以上、核不拡散規範の逸脱がない場合の帰結について、仮説の実証を提示した。

第三章においては、逸脱が発生した場合の仮説、すなわち、逸脱があると、その費用の高さを知って核保有を断念した政策決定者が他国にも断念させるべく拘束しようとするため、強固な制度が形成されるという仮説を実証した。ここではまず、要因としての逸脱を特定する作業から始めた。その逸脱とは、インド、南アフリカ、イラクによる明らかな核開発である。それらに加えて、イスラエルと北朝鮮の核開発疑惑は、本稿における逸脱を構成するものである。これらの逸脱から核兵器に関わる情報が、国家機関や国際機関に加えて、報道機関や市民団体から発信された。第二章と同様に、外交資料や国際機関の議事録を確認すると、それまで核兵器に関して不確かな認識しか持ち合わせておらず核保有の選択肢を維持しようとした西ドイツやイタリアなどの政策決定者は、逸脱の発生の後に明確な認識を持つに至っている。つまり、発生した逸脱によって不確実性が低下しているのである。そして多くの政策決定者が、独自の核保有が安全保障を強化せず、費用が高く、国民や国際社会からの支持を得られないとの認識を明確にし、核兵器の保有を断念している。

逸脱を受けて自国の核保有を断念した各国の政策決定者は、また新たに核保有を目指す国が現れるのではないかと疑いを払拭できない。そのため、他国を拘束すべく積極的に核兵器の保有を断念するよう他国に働きかけた。このように核兵器を断念し他国を拘束しようとする政策決定者にとって、NPTは、他国を拘束するための強力な道具であった。1995年のNPTの無期限延長は他の軍縮措置についての決定とパッケージにすることで無投票で決定されたのであるが、ここに他国を拘束しようとする政策決定者の意思が反映されている。NPTの延長を決定する会議では、多数決でも無期限延長が決定される状況であった。しかし、多数決で決定された場合に反対票を投じる国があればNPTが弱まる事態を招くおそれがあり、そのような事態を避けるために、無投票で決定されたのであった。つまりこれは、無期限延長に反対する国を出さないための措置だったのである。さらに核兵器の保有を断念した国は、イラクや北朝鮮によるNPT内部の国による逸脱を受けて、他国を拘束しようとして積極的にIAEAの保障措置の強化を推進した。この結果として1997年に保障措置を強化する追加議定書が作成されたのであった。これらの事実をもって、逸脱によって強固な制度が形成されるという本稿の仮説を実証した。

このように本稿では、規範の逸脱に着目して核不拡散規範における制度化の仮説を構築し、その実証を試みた。その結果、核不拡散規範においては、形成される制度の内容に対して規範の逸脱が少なからず影響を与えていることを示した。既存の研究のように、核不拡散規範の制度化に関しては、大国の意思や市民社会の影響に注目されることが多い。これに対して本稿は、逸脱に着目することで中小国に焦点をあてた一つの考察を提示した。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 久 保 田 雅 則 )			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主 査	准教授	湯川 拓
	副 査	教授	山田 康博
	副 査	教授	中嶋 啓雄

## 論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、核不拡散規範という国際規範における制度化（履行確保のための仕組みの強化）を、規範からの逸脱行為という要因によって説明しようとするものである。具体的には、そのメカニズムについて理論的に仮説を導出した後に、それを核不拡散条約（NPT）の動態の分析を通して実証している。

本論文は序章・終章と本論3章より構成される。本論は理論部である第1章と、事例分析である第2～3章に分けられる。

序章では、核不拡散規範および核不拡散条約についての基本的な事実経緯を紹介した上で、本論文の問題設定である核不拡散規範における制度化の進展を促した要因についての先行研究が整理される。そして、大国による強制や市民団体による働きかけといった要因による説明が通説的な地位を占めているが、それでは実際には一定程度影響力を持っていた中小国の行動を説明しきれないことが指摘される。

第1章では本論文の理論的主張が提示される。すなわち、これまでの研究で軽視されてきた「規範からの逸脱」という要因に注目し、核兵器の保有という逸脱行為が規範の制度化すなわち核不拡散条約の強化（無期限延長と国際原子力機関の保障措置制度の強化）を促したというのが、本稿の基本的な主張となる。要点を述べると、具体的には以下の通りである。逸脱行為が存在しない段階では、核兵器を保有することの利用と費用について不確実性が存在する。したがって、その段階では各国は将来において核兵器を保有するという選択肢を維持することになり、核保有を規制する取り決めも緩やかなものとなる。すなわち、逸脱が無い段階では規範の制度化の程度は低いものに留まる。しかし、逸脱行為が発生すると、逸脱国の状況を観察することを通して核を保有することについての不確実性が払拭され、核兵器保有の費用の高さが正確に把握されるようになる。それを受けて、核兵器の保有を断念した国が、他国の更なる逸脱を防ぐために制度化を進展させることになる。すなわち、逸脱行為による不確実性の低下が規範の制度化を促すのである。

第2章では逸脱行為が無かったために制度化が進まず緩やかな制度が形成された事例として、1968年のNPT成立が分析される。まず、当時は核兵器についての情報の流通は限定的であり、各国はもし核兵器を保有すればどのような状況に直面するかについて不確実性を抱えていたことが資料から実証的に示される。その上で、そのような不確実性ゆえに将来的な核兵器保有の選択肢を維持しようとしたこと、それが制度化の程度を押しとどめたこと、が示された。

第3章では逸脱行為があったために制度化が進展した事例として、1995年のNPT体制の強化が分析される。インド、南アフリカ、イラクによる核開発、並びにイスラエルと北朝鮮の核開発疑惑を経て、各国は核兵器保有にまつわる不確実性を払拭することとなった。そのことが核兵器保有の断念、そして強固な制度の形成へとつながっていたことが外交史料や国際機関の議事録から実証的に示された。

以上、本論文は、核不拡散規範の制度化という事象に対し、逸脱による不確実性の低下という全く新たな要因からの説明を提示している。そのような理論的貢献に加えて、本稿では筆者自ら一次資料を幅広く渉猟し、厚みのある実証分析が展開されている。他方で、実証すべき因果関係にのみ注目するあまり、制度化を左右する他の変数についての目配りがやや甘く、事例の総合的記述という意味では若干の偏りを感じるという問題はあある。ただ、それでも核不拡散規範という繰り返し分析されてきたテーマにおいて独自性の高い貢献を提示していることは間違いない。したがって、審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。